

令和2年10月12日

羽島市議会  
議長 山田 紘治 様

羽島市自治委員会  
会長 味岡 巖



令和2年9月14日付け議第108号「羽島市議会  
に対する公開質問状（回答）」について

仲秋の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

このたび、標記によりご回答を賜るとともに、市議会ホームページにて公開を賜り、先ずもって感謝申し上げます。

さて、早速、ご回答を確認させていただきますと、今回の一連の件に対し市民への謝罪の言葉が一切なく、また、市民への説明責任を求めたのにもかかわらず、膨大な量の議事録の添付により、議事録参照という箇所が散見されたり、その添付された会議録が途中略されたものであったりと、この対応は、極めて不親切かつ残念であり、市民からの不安・不信が払しょくされたのか甚だ疑問が残る対応であったと考えております。

質問1項目めの(1)(2)では、感染リスクを拡大させる恐れや風評被害を招かないよう配慮が必要であるにもかかわらず、「市議会議員の数名が、県に無断でホテル内に入り、内部の写真を撮影し、その写真をSNS上に掲載した【4月23日県発表】」行為は、いかなる理由があっても残念な行為であります。

(3)では、関わった議員8名の謝罪発言が議事録にありますが、議員の受け止め方に相違があり、県の発表を真摯に受け止めた上で謝罪すべきであります。

(4)では、議事録を見ると、今回の件は不祥事として議論がされており「議会だより」に「前例がないので載せる必要がない」とのことですが、市民への説明責任を果たすべく、「議会だより」へ正確に掲載すべきであります。

(5)では、回答中、「今回の事案は、施設管理者である県当局に確認許可を得ず、施設に立ち入りしたことが問題でありました。」と総括したにも関わらず(2)の回答では「立ち入った折に知りえた貴重な情報を、市民からの問い合わせがあれば情報発信に努めます。」としており、この理論展開は全く理解しかねます。

質問2項目めの(1)では、議事録を見ると、5月13日の臨時議会の議会運営は本当に適切であったのか、極めて疑問であります。

質問3項目めでは、議員活動の活性化に向けた取組みが具体的に進められていることが分かりました。

以上、回答に対しまして、見解を述べさせていただきました。

最後になりますが、貴会に対しまして、「①貴会及び関係議員は、今回の一連の件に対し市民へ公式に謝罪を行うこと」、更なる議員活動の活性化としまして、「②前例に捉われず市民への説明責任を果たす『議会だより』の発行に努めること」、「③貴会全体として透明性の高い議会運営に努めること」について、ご要望を申し上げます。なお、当該文書につきまして、前回同様、市議会ホームページ、各報道機関への公表を求めるとともに、当自治委員会においても公表いたします。

【参考】令和2年8月28日羽島市自治委員会質問事項

【質問項目】

1. 岐阜県が管理する「新型コロナウイルス宿泊療養施設」に羽島市議会の議員数名が県の許可なく立ち入った件について
  - (1) 感染リスクを拡大させる恐れや風評被害を招かないよう配慮が必要であるにもかかわらず、県の許可なく立ち入ったことは極めて軽率な行為であったと考えるが、立ち入りした経緯及び目的は何であったのか明確な回答を求める。  
このことについて、羽島市ホームページ「議会情報」の「市民の皆様へ」の中で、「住民に正確な情報伝える目的として立ち入り」とあるが、納得できる内容ではなく、全く理解できない。
  - (2) 施設管理上の配慮の点から報道規制、取材規制がされていたにもかかわらず、一部議員はなぜSNSに写真付きで投稿したのか。
  - (3) 立ち入った議員は、「全員協議会」で、当時の星野議長以下全員が謝罪したとあるが、同協議会で、発言した議員の申し立て内容は何であったのか。
  - (4) 8月1日付けで発行された「議会だより」において、この経緯について全く説明がされていないのはなぜか。
  - (5) 市議会の「議会改革特別委員会」において、再発防止策の協議を行ったとあるが、同委員会でどのような話し合いがされたのか。
  - (6) 再発防止策として、「議員活動申し合わせ事項」に「議員又は会派の視察見学等に関しては、施設管理者等の許可を得るものとする。」を加えたとあるが、「許可を得る」ことは社会通念上、当然のことであり、市民には全く理解できない。市議会として、再発防止策の説明責任をどのように果たすつもりか。
  
2. 5月の臨時議会について
  - (1) 市議会運営委員会は市執行部から議案の説明を受け、委員会付託の省略と5月13日のみを会期とすることが議員間において決定された。それにもかかわらず、同日改選後の同委員会委員長及び一部議員が反対された理由は。
  - (2) 5月27日に開かれた臨時議会で、同一の議案にもかかわらず、一転、何の異議もなく可決されたのはなぜか。
  - (3) 5月13日の臨時議会における議会の運営不行き届きにより、27日までの2週間に及ぶ市役所の業務の空転に対し、説明責任をどのように果たすつもりか。
  
3. 平成30年6月1日付けで当自治委員会が貴会に提出した要望書（羽島市議会における議員活動の活性化について）について
  - (1) 同要望書に対し、平成30年7月20日付け、議第40号で、当時の山田議長から回答書をいただいてから2年経過したが、今日までの効果検証を求める。